

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.1 一般事項 電動機の構造は、規定の試験後、感電、火災及び傷害を生じることがなく、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑でなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.1 一般事項 電動機の構造は、次の全てに適合しなければならない。 a) 外郭、鉄心、巻線、溝絶縁、くさびなどの構造上の主要な要素に、欠除、欠陥などがない。 b) 有害な振動、騒音などがない構造である。 c) フレーム、ブラケットその他の構造材の組立てが、堅固である。 d) 端子箱を用いて、機内配線と電源電線とをスタッドなどで共締めする場合、機内配線は、電源電線の取付け又は取外しに関係なく緩まないように固定している。 e) 電源電線が、容易かつ確実に接続できる構造である。 f) ブラシをもつ電動機の場合、ブラシ及び整流子面が円滑である。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.1.2	7.1.2 充電部相互、又は充電部と非充電部との接続部分 充電部相互、又は充電部と非充電部との接続部分は、規定の試験後、緩みが発生せず、かつ、温度に耐えなければならない。	
				7.1.11	7.1.11 接地端子 接地端子は、次による。 a) 接地線を機械ねじで容易に取付けできる構造でなければならない。 b) 接地線以外のものの取付けと兼用してはならない。	
				7.1.12	7.1.12 電線の取付部 電線の取付部は、次による。 a) 電線を確実に取り付けることができる構造でなければならない。 b) 複数の電線を一つの取付部にねじで締め付ける場合は、それぞれの電線の間になット又は座金を用いなければならない。 c) 電源電線の取付端子のねじは、電源電線の取付け以外に用いてはならない。 d) ヒューズの取付端子のねじは、ヒューズ以外の部品の取付けと兼用してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 6.1.3 箇条7 7.1 7.1.1	箇条6 電気特性 6.1 共通事項 6.1.3 過負荷保護性能 過負荷保護装置をもつ場合、規定の試験を実施したとき、過負荷保護装置が確実に作動し、かつ、各部にその後の使用を損なうほどの緩み、変形、ひび、割れ、欠け、絶縁特性の劣化などの損傷が生じてはならない。 箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.1 一般事項 電動機の構造は、規定の試験後、感電、火災及び傷害を生じることがなく、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9	箇条9 表示事項 単相電動機及び三相かご形誘導電動機の表示事項は、次によらなければならない。 ー 定格電圧 ー 定格電流 ー 定格周波数 ー 極数 ー 回転速度	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 材料	
				4.7	4.7 接地端子の材料 接地端子の材料は、銅、銅合金、ステンレス鋼などの十分な機械的強度をもつさびにくい材料でなければならない。	
				箇条5 5.1	箇条5 部品及び附属品 5.1 電動機操作用スイッチ 最大負荷電流が1 A以上の電動機に用いる操作用スイッチの場合、規定の試験後、接触子の温度上昇値は、限度値以下でなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7	箇条7 構造	
				7.1	7.1 共通事項	
				7.1.1	7.1.1 一般事項 電動機の構造は、規定の試験後、感電、火災及び傷害を生じることがなく、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					動作が円滑でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.2 4.3 4.4 4.5 4.7	箇条4 材料 4.2 電動機の材料 電動機の外郭又は電気絶縁物を支持する材料が熱可塑性の場合は、規定のボールプレッシャー試験に適合しなければならない。 4.3 電気絶縁物及び熱絶縁物の材料 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性が低くなければならない。 4.4 アークが達することのある部分に用いる電気絶縁物 アークが達することのある部分に用いる電気絶縁物は、アークによって有害な変形、絶縁低下などの変質が生じることがない電気絶縁物でなければならない。 4.5 鉄及び鋼 鉄及びステンレス鋼を除く鋼は、めっき、塗装、油焼きその他の適切なさび止めをしなければならない。 4.7 接地端子の材料 接地端子の材料は、銅、銅合金、ステンレス鋼などの十分な機械的強度をもつさびにくい材料でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 6.1.4	箇条6 電気特性 6.1 共通事項 6.1.4 電源接続遮断直後の電圧 電圧接続遮断直後に電圧を測定したとき、差込刃間又は一次側及び二次側の端子間電圧は45V以下でなければならない。	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.1 7.1.9	箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.1 一般事項 電動機の構造は、規定の試験後、感電を生じることがなく、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑でなければならない。 7.1.9 接地機構の設置 定格電圧が150Vを超える電動機は、次のいずれかによって接地機構を設けなければならない。 一 外郭の見やすい箇所に接地用端子又は接地線を設ける。 一 電源プラグの接地極の刃で接地できる構造とする。 一 固定して用いるもので、接地用の配線が外部に露出しない構造の場合には、電動機の内部に接地用端子又は接地線を設ける。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					接地用端子又は接地線は、人が触れる可能性がある金属部と確実に接続しなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.2 5.3 箇条6 6.1 6.1.1 6.1.1.1 6.1.1.2	箇条5 部品及び付属品 5.2 電子部品を用いた絶縁変圧器の二次側の回路、整流後の回路など 電子管、コンデンサ、半導体素子、抵抗器などの電子部品を用いた絶縁変圧器の二次側の回路、整流後の回路などにあつては、規定の試験によって測定した充電部と地絡するおそれがある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上でなければならない。 5.3 コンデンサ コンデンサは、規定の絶縁耐力試験、絶縁抵抗試験及び耐湿絶縁試験に適合しなければならない。 箇条6 電気特性 6.1 共通事項 6.1.1 絶縁性能 6.1.1.1 絶縁抵抗 絶縁抵抗試験によって測定した絶縁抵抗は、1MΩ以上でなければならない。 6.1.1.2 絶縁耐力 絶縁耐力試験において、絶縁破壊を生じてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.1.2 温度上昇 温度上昇試験によって測定した電動機の各部の温度は、規定の最高温度以下でなければならない。		
				箇条7 構造		
				7.1 共通事項		
				7.1.4 極性が異なる電源電線の端子部相互間、及び電源電線の端子部と非充電金属部との間の、沿面距離及び空間距離 極性が異なる電源電線の端子部相互間、及び電源電線の端子部と非充電金属部との間の、沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。		
				7.1.5 充電部と非充電金属部との間の沿面距離及び空間距離、並びに例外事項 電源電線の端子部以外の充電部と非充電金属部との間の沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。		
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 材料 4.8 電動機の部品及び構造の材料 電動機の部品及び構造の材料は、ニトロセルロース系セルロイドその他これに類する可燃性物質であってはならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条5 5.4 箇条6 6.2 6.2.4 箇条7 7.2.2	箇条5 部品及び附属品 5.4 印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板 印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板は、規定の難燃性分類でなければならない。 箇条6 電気特性 6.2 単相電動機に対する追加事項 6.2.4 回転子拘束保護性能 過負荷保護装置をもたないくま取りコイル誘導電動機にあっては、規定の回転子拘束保護性能試験を実施したとき、電動機、木台及びカバーが燃焼せず、かつ、絶縁抵抗は0.1MΩ以上でなければならない。 箇条7 構造 7.2.2 整流子をもつ電動機 整流子をもつ電動機の場合、ブラシを容易に取り換えることができ、かつ、通常の使用状態において、整流子とブラシとの間に著しく火花を発生してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.1 一般事項 電動機の構造は、規定の試験後、傷害を生じることがなく、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑で	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.8	箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.8 電源電線 電源電線、並びにこれに類する器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず電動機の外部に露出する電線の貫通孔は、これらの電線を損傷するおそれがないように面取りその他の適切な保護加工を施さなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起り得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.3	箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.3 電源電線と機内配線との接続部 電源電線と機内配線との接続部は、規定の試験後、接続部に張力が加わらず、かつ、電源電線保護用のブッシングが外れるおそれがあるてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.1	箇条4 材料 4.1 一般事項 ポリ塩化ビフェニール（PCB）を含有する部品及び材料は、用いてはならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	止					磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.1	箇条5 部品及び付属品 5.1 電動機操作用スイッチ 電動機操作用スイッチは、遠隔操作機構に係る規定の試験に適合しなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.1 一般事項 電動機の構造は、規定の試験後、感電、火災及び傷害を生じることがなく、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑でなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 6.1.3 箇条7	箇条6 電気特性 6.1 共通事項 6.1.3 過負荷保護性能 過負荷保護装置をもつ場合、規定の試験を実施したとき、過負荷保護装置が確実に作動しなければならない。 箇条7 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.1 7.1.1	7.1 共通事項 7.1.1 一般事項 電動機の構造は、規定の試験後、感電、火災及び傷害を生じることがなく、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑でなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 6.1.3 箇条7 7.1 7.1.1	箇条6 電気特性 6.1 共通事項 6.1.3 過負荷保護性能 過負荷保護装置をもつ場合、過負荷保護装置は、定格入力又は定格出力で運転したとき、作動してはならない。 箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.1 一般事項 電動機の構造は、規定の試験後、感電、火災及び傷害を生じることがなく、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑でなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.1	箇条6 電気特性 6.2 単相電動機に対する追加事項 6.2.1 整流子電動機以外の電動機の特 全負荷電流は、定格電流の110%以下でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条7 7.1 7.1.8 7.1.10	箇条7 構造 7.1 共通事項 7.1.8 電源電線 電源電線の断面積は0.75 mm ² 以上でなければならない。 7.1.10 接地線 接地線は、次のいずれかでなければならない。 a) 直径が1.6 mmの軟銅線又はこれと同等以上の強さ及び太さをもつ容易に腐食しにくい金属線 b) 断面積が1.25 mm ² 以上の単心コード又は単心キャプタイヤケーブル c) 断面積が0.75 mm ² 以上の2心コードであって、その2本の導体を両端でより合わせ、かつ、ろう付け又は圧着したコード d) 断面積が0.75 mm ² 以上の多心コード又は多心キャプタイヤケーブルの線心の1本。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.1	箇条5 部品及び附属品 5.1 電動機操作スイッチ 電動機操作スイッチは、電磁的妨害に対する耐性に係る規定の試験及び開閉試験等を実施したとき、その後の使用を損なうほどの故障が生じてはならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条10	箇条10 雑音の強さ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当		単相電動機の雑音の強さは、規定の試験を実施したとき、規定の許容値を満足しなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1 9.4	<p>箇条9 表示事項</p> <p>9.1 共通事項</p> <p>表示事項は、外郭表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。</p> <p>9.4 接地用端子又は接地線の表示</p> <p>接地用端子又は接地線の表示は、以下による。</p> <p>－接地線をもつ配線器具は、被覆に緑と黄との配色を施した接地線を用いるか、又は接地線の被覆の表面若しくはその近傍に容易に消えない方法で、接地用である旨の表示をしなければならない。</p> <p>－接地端子をもつ配線器具は、容易に取り外せる端子ねじを除き、接地端子に又は接地端子の近傍に容易に消えない方法で接地用である旨の表示をしなければならない。</p>	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>のに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4220：2020

規格名：小型交流電動機の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				